

## 【1992年6月】看護婦等の人材確保の促進に関する法律

労働省

### 看護婦等の人材確保の促進に関する法律の概要

#### 1 目的

病院、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識技能を有する看護婦等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。

#### 2 人材確保の促進

##### (1) 基本指針の策定

ア 厚生大臣、労働大臣及び文部大臣は看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定める。

##### イ 基本指針の内容

看護婦等の就業の動向に関する事項

看護婦等の養成に関する事項

民間の病院等に勤務する看護婦等の処遇の改善に関する事項

看護婦等の資質の向上に関する事項

看護婦等の就業の促進に関する事項

その他看護婦等の確保の促進に関する重要事項

##### (2) 国及び地方公共団体の責務等

ア 国は、財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるとともに、処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

地方公共団体は、看護婦等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

イ 国は、啓発活動を通じて看護の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

ウ 国及び都道府県は、病院等の開設者等に対して、基本指針に定める事項について必要な助言又は指導を行うものとする。

エ 政府は、雇用保険の雇用福祉事業として、病院等の開設者等に対して、雇用管理に関する知識の習得のために必要な助成を行うものとする

オ 公共職業安定所は、雇用情報の提供、職業指導及び就職のあっせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

カ 都道府県は、看護婦等の就業の促進に協力する看護婦等就業協力員を委嘱するこ

とができる。

(3) 病院等の開設者等の責務等

ア 病院等の開設者等は、看護婦等の処遇の改善その他の措置を講じるよう努めなければならない。

イ 看護婦等の確保が著しく困難であると認められる病院の開設者は、看護婦等確保推進者を置かななければならない。

ウ 看護婦等は、能力の開発及び向上を図り、看護業務に発揮するよう努めなければならない。また、国民は、看護の重要性に対する関心と理解を、深めるよう努めなければならない。

3 ナースセンター

(1) 都道府県ナースセンター

都道府県知事は、次の業務を行う都道府県ナースセンターを指定することができる。

看護婦等の就業状況調査

訪問看護等の研修

看護婦等への看護についての知識及び技能に関する相談

病院等への看護婦等の確保に関する情報提供

無料職業紹介事業

看護に関する啓発活動等

(2) 中央ナースセンター

厚生大臣及び労働大臣は、都道府県ナースセンターの業務について、啓発、連絡調整、指導、情報提供等を行う中央ナースセンターを指定することができる。

4 附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一編 看護婦等の人材確保の促進に関する法律の系譜

看護婦等の人材確保の促進に関する法律概要図

